

官報

号外 昭和四十八年六月六日

○第七十二回 参議院會議録第十八号

昭和四十八年六月六日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十九号

昭和四十八年六月六日

午前十時開議

第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本てん葉振興会の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

田中茂穂君から病氣のため二十五日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十八年六月六日 参議院會議録第十八号

請暇の件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長長平島敏夫君。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十九日

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「配偶者手当」の下に、「子女教育手当」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 子女教育手当は、在外職員の子で主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地に於て学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充當するために支給する。

第十五条の次に次の二条を加える。

(子女教育手当の支給額)

第十五条の二 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき一万二千元とする。

(子女教育手当の支給期間)

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合に於ては、年少子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日)からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。)にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合に於ては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地に於て学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

別表第一の一 大使館の表アジアの項中「在セイロン日本国大使館」を「在スリ・ランカ日本国大使館」に、「セイロン」を「スリ・ランカ」に、「在中華民国日本国大使館」を「在スリ・ランカ日本国大使館」に、「在中華人民共和国日本国大使館」を「在スリ・ランカ日本国大使館」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中

在台北日本国総領事館	中華民國	台北
在高雄日本国総領事館	中華民國	高雄
在阿特拉ンタ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アトランタ
在サン・フランシスコ日本国総領事館	アメリカ合衆国	サン・フランシスコ

別表第二の一	大使館の表	アジアの項中	「モヤモン」を「スリ・ランカ」に注	「中華民国」				
470,000	359,900	311,500	266,100	214,700	181,400	159,500	142,900	132,100
121,000	110,000	98,900	88,100	76,100	65,000	55,000	420,900	383,400
306,000	248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600
101,900	76,000	64,000	54,000	46,000	39,000	33,000	27,000	22,000

別表第二の二	総領事館の表アジアの項中	330,000	311,500	263,100
--------	--------------	---------	---------	---------

214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100	本匯入
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100	

回表米の値中	サン・フランシスコ	390,000	354,300	280,100	222,800	191,000
167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700
						※

「アトランド

370,000	349,900	282,300	214,700	181,400	150,500	142,900	132,100	121,000	110,000
390,000	354,500	290,100	225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	127,500	115,800

98,900	88,100	に改める。
104,100	92,700	

官報 (号外)

112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	「キューン」	176,000
145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	「コロソビヤ」	160,500
132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500	「コロソビヤ」	176,000
145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	「ドミニカ共和国」	145,000
119,000	99,000	82,000	65,000	52,500	42,000	「ドミニカ共和国」	176,000
145,000	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	「ニカラグア」	128,000
106,500	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000	「ニカラグア」	160,500
132,500	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500	「メキシコ」	152,500
126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	「メキシコ」	183,500
152,500	125,000	105,000	83,500	68,000	54,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	192,500	159,000	131,000	109,500	86,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	183,500	152,500	125,000	105,000	82,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	183,500	152,500	125,000	105,000	82,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	97,500	80,500	66,500	55,500	43,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	97,500	80,500	66,500	55,500	43,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	223,500	185,000	152,500	126,500	102,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	223,500	185,000	152,500	126,500	102,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	240,500	199,000	163,500	136,000	108,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	240,500	199,000	163,500	136,000	108,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	176,000	145,000	120,500	100,500	80,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	200,500	165,000	137,500	114,000	91,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	40,500	「オーストラリア」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000
「チカン」	40,500	「オーストラリア」	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000
「リッパ」	55,500	45,000	「メキシコ」	126,500	103,500	86,500	69,500
「チカン」	55,500	45,000	「メキシコ」	126,500	103,500	86,500	69,500
「リッパ」	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500	「メキシコ」	208,000
「チカン」	142,000	117,500	94,000	75,500	60,500	「メキシコ」	208,000
「リッパ」	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	「メキシコ」	208,000
「チカン」	172,500	142,000	117,500	94,000	75,500	「メキシコ」	208,000
「リッパ」	240,500	199,000	163,500	136,000	108,000	「メキシコ」	「イタ」
「チカン」	240,500	199,000	163,500	136,000	108,000	「メキシコ」	「イタ」
「リッパ」	55,500	「オースタン」	192,500	159,000	131,000	159,000	105,000
「チカン」	55,500	「オースタン」	192,500	159,000	131,000	159,000	105,000
「リッパ」	85,000	68,000	「メキシコ」	231,000	191,000	159,000	131,000
「チカン」	85,000	68,000	「メキシコ」	231,000	191,000	159,000	131,000

別表第三の一 総領事館の表イミの取付「ジャカルタ

四八一

昭和四十八年六月六日 参議院會議録第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 日本てん
菜振興会の解散に関する法律案 四八二

女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ)」が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

13 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。

14 昭和四十八年三月三十一日までの間は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第三の「大使館の表アジアの項中「ムンロ」とあるのは、「ムリ・ランカ」とする。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、さきの日中国交正常化に伴い、取り急ぎ政令をもって設置されておりました在中華人民共和国大使館を法律に規定するとともに、在中華民国大使館、在台北総領事館及び在高雄総領事館に関する部分を削除すること、アメリカのア

トラントに総領事館を設置すること、在勤手当の一部として子女教育手当を新設すること、一部在在外公館について住居手当の限度額を引き上げること等を内容とするものであります。

御承知を願います。

昨五日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事初村瀧一郎君。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

日本てん菜振興会の解散に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月二十九日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

日本てん菜振興会の解散に関する法律

1 日本てん菜振興会(以下「振興会」という)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 振興会の昭和四十八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、農林大臣が従前の例により行なうものとする。

この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(日本てん菜振興会法の廃止)

2 日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第百

八号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本てん菜振興会」を削る。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本てん菜振興会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本てん菜振興会の項を削る。

〔初村瀧一郎君登壇、拍手〕

○初村瀧一郎君 たいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、日本てん菜振興会のでん菜に関する試験研究の進展状況並びに特殊法人の整理統合に関する政府の方針にかんがみ、日本てん菜振興会を解散し、その資産及び債務を国が承継し、一般会計に帰属せよとするものであります。

委員会におきましては、砂糖の需給関係、てん菜の生産振興対策、機械化・省力化に対応した土地基盤整備、てん菜に関する試験研究体制、日本てん菜振興会の職員の処遇等に関し、熱心に質疑応答がなされました。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、

てん菜の寒冷地適作物としての重要性にかんがみ、てん菜生産者及びてん菜精製造業者の意見を十分反映させ、てん菜の生産振興をはかること。

てん菜に関する試験研究費の確保をはかり、試験研究の向上につとめ、かつ優良国内品種の普及対策に万全を期すること。

日本てん菜振興会の廃止にあたり、その職員の処遇について万全の措置をとること。

との附帯決議をしております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

塩出 啓典君	喜屋武眞榮君
野末 和彦君	山田 勇君
内田 善利君	藤原 房雄君
栗林 卓司君	青島 幸男君
沢田 実君	中村 利次君
高田 浩運君	上林繁次郎君
三木 忠雄君	阿部 憲一君
木島 則夫君	萩原幽香子君
玉置 猛夫君	峯山 昭範君
田代富士男君	黒柳 明君
松下 正寿君	中沢伊登子君
川上 為治君	熊谷太三郎君
中尾 辰義君	渋谷 邦彦君
宮崎 正義君	田淵 哲也君

濱田 幸雄君	白木義一郎君
小平 芳平君	向井 長年君
小山邦太郎君	松岡 克由君
斎藤 十朗君	中西 一郎君
君 健男君	細川 護熙君
原 文兵衛君	橋本 繁蔵君
中村 禎二君	棚辺 四郎君
永野 鎮雄君	長屋 茂君
若林 正武君	松垣徳太郎君
久次米健太郎君	石本 茂君
佐藤 隆君	林田悠紀夫君
安田 隆明君	源田 実君
二木 謙吾君	玉置 和郎君
宮崎 正雄君	堀本 宜実君
大森 久司君	植木 光教君
青木 一男君	木内 四郎君
杉原 荒太君	古池 信三君
鬼丸 勝之君	鈴木 省吾君
高橋 邦雄君	柴立 芳文君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
初村瀧一郎君	渡辺一太郎君
山崎 竜男君	斎藤 寿夫君
星野 重次君	高橋雄之助君
菅野 儀作君	佐田 一郎君
佐藤 一郎君	中津井 真君
寺本 広作君	久保田藤磨君
木村 睦男君	柳田桃太郎君
船田 謙君	岩動 道行君

町村 金五君	高橋文五郎君
岡本 悟君	徳永 正利君
鹿島 俊雄君	柴田 栄君
大谷藤之助君	大竹平八郎君
江藤 智君	伊藤 五郎君
平井 太郎君	安井 謙君
後藤 義隆君	郡 祐一君
吉武 恵市君	塩見 俊二君
山本敬三郎君	稲嶺 一郎君
伊部 真君	田 英夫君
川野辺 静君	金井 元彦君
片山 正英君	梶木 又三君
上田 哲君	工藤 良平君
嶋崎 均君	今泉 正二君
戸田 菊雄君	杉原 一雄君
山本茂一郎君	大橋 和孝君
楠 正俊君	土屋 義彦君
内藤善三郎君	松永 忠二君
林 虎雄君	平島 敏夫君
山本 利壽君	山下 春江君
中村 英男君	山崎 昇君
田口長治郎君	八木 一郎君
加藤シヅエ君	鶴岡 哲夫君
鈴木 強君	片岡 勝治君
辻 一彦君	須原 昭二君
加藤 進君	小谷 守君
神沢 浄君	鈴木美枝子君
宮之原貞光君	竹田 四郎君

昭和四十八年六月六日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

四八四

安永 英雄君 松本 英一君 塚田 大願君 中村 波男君 松本 賢一君 小林 武君 矢山 有作君 西ヶ久保重光君 須藤 五郎君 竹田 現照君 戸叶 武君 小柳 勇君 河田 賢治君 岩間 正男君 加瀬 完君 小野 明君 成瀬 幡治君 春日 正一君 國務大臣 外務大臣 大平 正芳君 農林大臣 櫻内 義雄君	保全特別委員会に付託した。 環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出) 公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外四名提出) 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 学校教育法の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議) 公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(松永忠二君外二名発議) 公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(松永忠二君外二名発議)	忠君は近畿管区警察局長に、内閣総理大臣官房広報室長松本芳晴君は同官房付に、警察庁長官官房会計課長下稻葉耕吉君は警視庁総務部長に、警察庁刑事局長関根廣文君は関東管区警察局長に、同庁刑事局保安部長斎藤一郎君は内閣総理大臣官房広報室長にそれぞれ任命されたので政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。 一昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 外務委員 星野 力君 文教委員 加藤 進君	公害対策及び環境保全特別委員 西村 関一君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 公害対策及び環境保全特別委員 工藤 良平君 同日農林水産委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 佐藤 隆君(園田清充君の補欠) 同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。 建設省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 地方交付税法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 日本てん菜振興会の解散に関する法律案可決報告書 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
議長報告事項 去る一日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 物価等対策特別委員 村尾 重雄君 公職選挙法改正に関する特別委員 横川 正市君 同 中沢伊登子君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 物価等対策特別委員 中沢伊登子君 公職選挙法改正に関する特別委員 占部 秀男君 同 村尾 重雄君	同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員赤間文三君逝去による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。 記 二木 謙吾君 同日本院は、裁判官訴訟追委員津島文治君逝去による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。 記 山本茂一郎君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 外務委員 加藤 進君 文教委員 星野 力君 決算委員 藤原 道子君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 外務委員 星野 力君 文教委員 加藤 進君 決算委員 伊部 真君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 内閣総理大臣官房広報室長 秋山 進君 兼内閣官房内閣広報室長 斎藤 一郎君 警察庁長官官房会計課長 室城 庸之君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局保安部長 綾田 文義君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房
交通安全対策室長秋山進君外四名(同日議長承認)
を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書
を受領した。

昭和四十八年六月六日 参議院會議録第十八号

四八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葉町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大付)